広報水巻
発行所　福岡県遠賀郡小竹町役場
発行人　大貝五十三
編集人　久保田勝馬
印刷所　株式会社共同印刷

水巻町財政事情について

まえがき

恒例に依つて本町の出納事務の公表を致します。今回は昨年十月から十二月三十一日までの財政の概略と今後の動きを簡かにして皆様方三万余の御批判と協力に依つてより良き水巻町の建設を企図するものであります。

先づ（1）収支の概況（2）負担（3）財産（4）生活資金融通事業の概要を述べます。

一、収入支出の概況

昨年八月の財政公表の際申しました通り本町の出納は特定費目を押えず、経費面は自然節減を図り歳入面では次第に税収の増を増して来たが止むなく十二月昭和二十七年度の追加予算を行つた。之は広域水道の第六十六号に一覧表を掲げて居るので此処には再記を省略します。其の概要は十一月一日より発足の教育委員会経費の組織及び新開計上、議員等の中元の支給、郵政組合法施行による負担増加、住民登録法の実施に伴う諸経費の計上、消防組織改変に伴うポンプの購入、退職職員の退職給与金、土木費において住宅第一二線の特別調査費用の計上、教育費において、中学校の外構、電話本館、備品整備費、社会労働費で社会福祉事業会計に七十五万円の繰出しを其の主なるものとし、其の他本年度はれた六つの議案に対する交付金を計上したものであれども止むを得ないものの外合計千六百八十万七千百八円を追加しました。之に対する財源は町税収の増収額自然増収百十九万一千円、電気ガス税六十万円、並びに税法改正による広告税遊客人税の徴収の外、国庫支出金六百五十四万四千三百六十一万円他年度繰越金五百八十九万八千六百八十一円其の他を充当しました。之によって昭和二十七年十二月末日の歳入、歳出は左の通り（別表）であります。

二、負担の状況

昭和二十七年度負担予算の町人負担状況は前年八月一戸当水車賃五十七円を以て公表した通り町民税に於て一人当り一、九九一円、固定資産税一、一四五円、雑税分入税一七四円計総額に於て一戸当り六一五円となつていましたが、前記通知税法によつて町民税と雑税分入税に税分負担率力増加を出し、町民に於ては此のほか国税及び県税負担を加えると相当なものでありますが、道路も、学校も、配給も、部落も、町民の福祉は総て此れに依つて賄はれて居る点、厳しい経済力を御願い致します。

三、財産公債一時借入金の現在高

1　町債

種目	借入額	借入年度	償還完了年度	未償還額	借入先
頃末小学校改築費	三百〇・〇〇〇円	昭和十六年	昭和二十五年		大蔵省預金部
家庭・授産場整備転貸資金		昭和八年	昭和三十一年		福岡県
合計					

2　町有財産

イ、土地建物

種別	坪数	筆数
小学校	四・九二〇坪五二三	三四
中学校	一・九三七・一四八	一〇
役場庁舎	三七七・三二五	五
公民館	五三・三八八	一
警察庁舎	一七二・四二〇	一
駐在所及警察官舎	一〇九・二九〇	五
伝馬病院及火葬場	八四・〇四〇	五
教職員公舎	三七・七五〇	二
其の他の公舎	九八・九六二	四
計	七・七九〇・八五六	六七

種別	坪数	筆数
小学校敷地	九・一〇八坪一六〇	一〇四
中学校及役場公民館敷地	四・九八八・〇〇〇	四二
伝馬病院及火葬場敷地	六〇六・〇〇〇	八
駐在警察官舎敷地	二五三・〇〇〇	一
教職員公舎敷地	五〇・〇〇〇	一
役場敷地	五四四・〇〇〇	九
其の他の土地	三・〇七二・七六〇	三六
計	一八・六二一・九二〇	二〇二

備考　未登記分を含む

ロ、預立金

①学校教本財産預金　一一六・一九八円

有価証券　九五〇〇円

②道路修繕積立金　五四一・三二四円

③一時借入金　なし

四、決算

昭和二十六年度一般及び特別会計の決算に於ては、別紙公表する予定でありましたが決算が遅れて其の運びとならず、一月臨時議員の選挙に対し一般会計において歳入歳出一億二千百三十一万四千六百八円五十一銭、歳出決算額一億八百二十四万四千四百六十一銭、歳入歳出差引一千三百七万七百六十円八十九銭、特別会計歳入決算額四百十九万三百六十三円、歳出決算額一百六十九万三千八百六十五円、歳入歳出差引百四十九万六千四百九十九円となりました。之等は昭和二十八年一月に議会の際に付しとの予算の詳細は次回に譲ることに致しました。

五、生活資金融通事業の概要

昨年十月末迄一ケ年を迎えた生活資金融通事業は既に軌道に乗り、貸出資金総額九三万円に達し、過去一ケ年間四千五百三十五件、総額総額千二百八十二万九千円の多額に上り利用者の出計には忘れられない恩恵となつた。今期公表中には一ケ月余に渡る炭労ストの多大な影響を受け、加うるに年末を控え、十二月に於て五四一件本事務所に於て以来の多数に殺到したが、一時収入を断たれた為め資金にも支障を来し、約九十万円の借金が溜り資出出納の事務を生じましたが年末迄新財政下一般会計より七拾万円の追加繰入をし、各位の要望に応じた積りにあります。

一方準備の資金については僅かな利子収入によつて、金員の利用を時う事は困難出来ず、無利息で無担保の資金を御願いしている運営委員会や労働組合連合会関係の方々の陰の御仕に厚いを致し感謝した所存であります。

町財政を担当する者は町民の皆様は充分考慮の上、本食会が生活向上の一助として高度に利用される為一層の御協力を御願いします。

六、後書

大要公町の財政状況は以上の通りであります。申す迄もなく町財政は国策に左右せられる事が多く町税収の恒久的財政計画の樹立は当分考えられず、町政の根源ではある税制におきましても地方税法は国の税法等の一部と考へられ、国策の変動に伴つて地方税法の改廃が行はれて居るのが現状で目下論議せられている自治体警察や教育委員会の問題等を思ひ、加うるに年末を控え、十二月に於て五四一件本事務所に於て以来の多数に殺到したが、一時収入を断たれた為め資金にも支障を来し、約九十万円の借金が溜り資出出納の事務を生じましたが年末迄新財政下一般会計より七拾万円の追加繰入をし、各位の要望に応じた積りにあります。

一方準備の資金については僅かな利子収入によつて、金員の利用を時う事は困難出来ず、無利息で無担保の資金を御願いしている運営委員会や労働組合連合会関係の方々の陰の御仕に厚いを致し感謝した所存であります。

町財政を担当する者は町民の皆様は充分考慮の上、本食会が生活向上の一助として高度に利用される為一層の御協力を御願いします

（二頁へつづく）

春のたがやし

昭和二十七年度水巻町歳入歳出予算（一般会計）

【歳入】

科目	当初予算額	対分比	追加額	更正予算額	対分比	摘要
1 町税	94,517,000	8.688	4,166,390	98,683,390	7.859	
2 公営企業及財産収入	13,260	1	5,215	17,475	1	
3 使用料及手数料	618,050	57		618,050	50	
4 国庫支出金	7,369,366	677	6,453,362	13,822,728	1.101	
5 県支出金	118,366	11	91,000	209,366	18	
6 寄附金	756,401	70		756,401	51	
7 繰越金	3,000,000	276	5,898,682	8,898,682	710	
8 雑収入	2,170,845	199	4,824	2,175,669	174	
9 町債	225,000	21		225,000	20	
10 繰入金			187,635	187,635	16	
歳入計	108,787,288	10.000	16,807,108	125,594,396	10.000	

【歳出】

科目	当初予算額	対分比	追加額	更正予算額	対分比	摘要
1 議会費	2,907,800	267	471,300	3,379,100	270	
2 役場費	18,440,119	1.695	3,046,270	21,486,389	1.710	
3 警察消防費	13,212,646	1.215	1,401,895	14,614,541	1.164	
4 土木費	15,342,700	1.411	6,450,500	21,793,200	1.735	
5 教育費	44,513,883	4.092	3,396,715	47,910,078	3.815	
6 社会及労働施設費	5,155,200	474	838,500	5,993,700	477	
7 保険衛生費	4,589,340	422	375,300	4,964,640	395	
8 産業経済費	1,732,745	159	240,373	1,973,127	157	
9 財産費	592,290	55	47,735	640,025	51	
10 統計調査費	36,000	3	500	36,500	2	
11 諸税費	79,700	7	374,020	453,720	36	
12 公債費	24,996	2		24,996	2	
13 諸支出費	2,070,480	190	164,000	2,234,480	178	
14 予備費	100,000	9		100,000	8	
歳出計	108,787,288	10.000	16,807,108	125,594,396	10.000	

昭和二十七年十二月末日現在

昭和二十七年水巻町歳入歳出一般会計現計表

【歳入】

科目	予算額決額	収入済額	予算に対する差引額	収入比率%	摘要
	円	円	円		
1 町税	98,683,390	84,434,677.80	14,248,712.20	86	
2 公営企業及財産収入	17,475	2,610	14,865	15	
3 使用料及手数料	618,050	394,276	223,774	64	
4 国庫支出金	13,822,728	409,108	13,413,620	3	
5 県支出金	209,366	91,066	118,300	43	
6 寄附金	756,401	219,631	536,770	29	
7 繰越金	8,898,682	13,070,767.89	△ 4,172,085.89	147	
8 雑収入	2,175,669	561,036	1,614,603	26	
9 町債	225,000		225,000	0	
10 繰入金	187,635	187,635		100	
歳入計	125,594,396	99,370,837.69	26,223,558.31	79	

【歳出】

科目	予算額決額	予備費の充用による予算増減額	支出額	予算に対する差引額	支出比率%	摘要
			円	円		
1 議会費	3,379,100		2,188,974	1,190,126	65	
2 役場費	21,486,389		12,975,867.50	8,510,521.50	60	
3 警察消防費	14,614,541		9,237,824.75	5,376,716.25	63	
4 土木費	21,793,200		6,027,008	15,766,192	28	
5 教育費	47,910,078		20,708,148.50	27,201,929.50	43	
6 社会及労働施設費	5,993,700		1,528,210	4,465,490	25	
7 保険衛生費	4,964,640		2,236,110	2,728,430	45	
8 産業経済費	1,973,127		1,205,605	767,522	61	
9 財産費	640,025		298,083	341,942	47	
10 統計調査費	36,500		540	35,960	2	
11 諸税費	453,720		12,636	441,084	3	
12 公債費	24,996	6.35	25,001.92	.43	100	
13 諸支出費	2,234,480		230,831	2,003,649	10	
14 予備費	100,000	△ 6.35		99,993.65	0	
歳出計	125,594,396		56,674,839.67	68,919,556.33	45	

（二面より）

議会、或は教育委の選挙何れも二度の選挙を出来ない状況に陥ることもあります。現今の様な混乱する国情のもとでは絶対町の財政確立を目指して努力しつゝある状態であります。併し乍ら御存知の様に財政の問題を国つて出来しても居る訳で、現在的に考慮しても尚しでも町民の福祉を推進することこそ町の財政にとたえる所以であると考えます。

今後の財政政策の方途は勿論町当局の状況は別して期待されず従来通りとされ、昭和二十八年度予算編成に当り、何が如何になるか、其の出来る限り無駄なくつきかね一方人件費・諸雑費等の増加に過ぎれ財政予算の編成にまこと困難して居るのが実情であります。然に本町では不況にして初年二月に渡る長期災害入よによって莫大な損害を蒙りましたが、今般、町民の積極力と共に頑張んで参るよい覚悟、本当町の建設に邁進したいと思いますので、何卒御協力と御協力と惜しまない様願い致します。

昭和二十七年度町税徴収状況調（昭和二十七年十二月二十五日現在）

税目	予算額	調定済額	収入済額	収入未済額 予算に対する	収入未済額 調定に対する
			円	円	円
町民税	44,189,000	60,062,810	42,346,401.80	1,852,598.20	16,716,408.20
固定資産税	22,750,000	26,750,201	22,413,316	336,684	4,316,885
軽産税	28,950,000	17,648,234	17,648,234	11,301,766	—
電気ガス税	2,160,000	1,347,343	1,347,343	812,657	—
自転車税	483,000	614,000	515,000	△ 32,000	99,000
荷車税	108,000	164,850	138,950	△ 30,950	25,900
広告税	11,000	12,446	11,314	△ 314	1,132
遊客入税	1,500	10,300	5,200	△ 3,700	5,000
旧法による税	20,890	117,870	8,919	11,971	108,951
計	98,683,390	105,708,800	84,434,677.80	14,248,712.20	21,273,822.20

昭和二十七年度　水巻特別会生活資金融通事業歳入歳出予算（昭和二十七年十二月末日現在）

歳入

科目	当初予算額	対分比	追加額	更正予算額	対分比	摘要
1 繰入金	1,500,000	1.033	750,000	2,250,000	1.420	
2 貸付金	11,886,470	8.050	876,310	12,762,780	7.710	
3 繰越金	1,330,000	916		1,330,000	839	
4 諸収入	800	1		800	1	
歳入計	14,516,770	10.000	1,325,310	15,842,080	10.000	

歳出

科目	当初予算額	対分比	追加額	更正予算額	対分比	摘要
1 生活資金融通事業費	14,514,770	9.998	1,325,310	15,840,080	9.998	
2 予備費	2,000	2		2,000	2	
歳出計	14,516,770	10.000	1,325,310	15,842,080	10.000	

昭和二十七年度特別会計水巻町生活資金融通事業費歳入歳出現計表（昭和二十七年十二月末日現在）

歳入

科目	予算議決額	歳入済額	予算に対する過不足額	収入比率%	摘要
1 繰入金	2,250,000	1,500,000	750,00	.7	
2 貸付金	12,381,750	7,383,975	4,832,375	60.	
3 繰越金	1,330,000	1,496,498	△ 166,498	113	
4 諸収入	300		300	0	
歳入計	15,842,080	10,365,403	5,476,677	65	

歳出

科目	予算議決額	予備費の充用による予算増減額	支出済額	予算に対する過不足額	支出比率%
1 生活資金融通事業費	15,840,080	825	10,232,295	5,608,410	65
2 予備費	2,000	△ 825		1,175	0
歳出計	15,842,080		10,232,295	5,609,785	65

渡米した農村青壮年の……その後の状況

日本の農村から優秀な青壮年を選んでアメリカのカリフォルニヤ州に派遣し、労力不足をつゝける農場で働きながら、かの地の農業・農民生活・農村開発などを研究見学して、わが国農村にとり入れるべきものを学びとるとゝもに、その人たち自ら農村改善の原動力となるべく、あわせて親善親和に資する目的のもとに、昨年はじめてこの試験を実施しました。予算の関係上当初（二十五名）の計画でしたが各県の熱的な要望にこたえて各部道府県一名ずつ（四十六名）派遣することとし、官費手続代（農村更生協会計負担）を出張者とし、一行を二班に分け、七月十七日と八月十七日に横浜出発し、目的地サンフランシスコに向きました。

途中ハワイでは戦後日本の農民が来訪したのはこれがはじめてのことだといって非常に喜ばれ、盛大な歓迎をうけ、サンフランシスコでもカリフォルニヤ州知事主催の歓迎会等官民の手厚い歓待があり、一行は直ちに手分け配置に従かつて二乃至三名位ずつ各地の農場にわかれました。最初から白人の農場に入つた者もありますが、大部分は在米同胞中の有子を自分の農場に後半を白人の農場に初ることになつて居ります。カリフォルニヤ州の各地に散らばつて、大きな農場、小さな農場、牧畜・果樹・花作り・園芸等それぞれ専門々々の農場（加州では農業が著しく専門化している）に、各人の希望その他を考えて配置し、また期間中適当農場をかえたりして、農場作業に働らき実習し、その間に諸所に出かけて個人的または合同で見学をもつてまわり、第二班は十一月十一日帰国報告ハワイに寄つて約四十日間農場実習をやり、十一月二十日横浜の第一班と合流して全参加員一同に報告の予定です。

○　現地からの通信や帰国者の話によりますと、米国のこの計画は、農場において実に良く働いており、なかにはメキシコ人とキャンプ生活をする者もあり、農場主の地に投資する者もあり、なかには農場の一部を分譲する者もあり、農場によつて異なるとは申すまでもないが、いずれも農民家は親切な温かい気持を現象がつてくれ、各方面の評判もまた頗いものです。事実、農場主の地位にあるものの一時的な事情めちがう事例ではありますが、この報告は学ぶべきものが多いと思われます。

なお、くわしいことは、農林省農村開発課（電話霞ヶ関局一〇〇五）へお尋ねして下さい。

急救法処置について

前川節治

人間が社会に生存する上で絶縁出来ない問題の中に最も大なる危険に生きてひとつとして安全な場所はありません。其の処置を施すために一寸した常識の一部を知らないため、あたら尊い生命を失う人が多いことを思いますと、誠に残念の限りであります。

（以下省略）

水巻高等学校

昭和廿八年

一、学校の沿革

昭和二十三年九月以来、遠賀高等学校水巻分校として創設せられ本年三月第二回卒業生を出る予定です。目下校舎は仮校舎で授業を継続して居ますが、明年四月一日付で町立水巻高等学校として独立認可になりまして新校舎も建築は既に水巻町議会に決定しまして本年新学期より新校舎に移転の予定です。

二、募集人員

1 普通科・第一学年（男）五〇名
2 採織科・第二学年（男）五〇名
3 以上二、三、四学年　若干名
若干に夜間部は向学心に富める勤労青年の入学を歓迎する。

三、各科の特質

普通科…一般教養を高める基礎的学科に重点を置く。
採織科…高等学校としての教育を主につけると同時に技術技能を修得し卒業後直に実社会に活用出来る。

四、修業年限…四ケ年（定時制）

五、受験資格

1 新制中学卒業者
2 右に準ずる者（旧制高等小学校卒業者）

六、試験日時、場所　三月二十九日（日曜日）午前拾時（但しアーチェリー受験者は赤く）

七、試験科目　国語、社会、数学、理科

八、出願手続

入学願書及び履歴書（出身学校長印捺のもの）受験料一五〇円を添えて受付期間内に提出すること。

九、願書受付及受験場所　於・水巻高等学校（若松市響ヶ丘三松園にて下車、百数高校四標事務所裏）

十、受付期間

自、昭和廿八年二月廿五日午前十時
至、昭和廿八年三月廿五日午前七時（終日）

十一、合格者発表

三月廿一日午前九時　於水巻高等学校

十二、修学費

入学金　一〇〇円　校納金　約五〇〇円（月額）
他に後援会費を納する　金百部高等学校と同前

十三、卒業資格

十四、注意事項

受験者は本の他の納金は理由を問はず一切返済しない。

新校舎位置

寒空に銀竜乱舞す

消防團結成並びに出初式

二月八日朝霧が三根をついて晴れ渡り、出初め式挙行日和となりましたが、午前九時十分頃より各校々庭（広場）に各分団は整然たる隊列をポンプ及び携行器具一切を右に整列、各分団長は団長に出頭人員を報告の後指揮者入場、次いで他町村よりの来賓団長及びに町一般有志の入場あり、間もなく代表者に小雨まじりの雨天にひらめき乗り分団旗は堂々たる隊列を組み、開団式（金子団長）の開会の辞により式の幕は切られ、団長（金山氏）より町長に入場団内全員又、町長より新結成による団長（山下一五）名表彰者を受け、次いで団旗授与に分団旗が授与され、たちまち出初め式に入る前に、消防技術機械器具の点検を終了し格式ある分列は堂々と開始、とれを終って町長より激励辞を頂き、団長は伝達事項を伝達、団員に対し解散され、解散いと一糸乱れぬ隊列を誇る東水町

消防の長の町式解散

改編のため一応解散

町消防団は改編のため一応解散するので、去る二月一日県末校々庭に於て各団員団長以下四百二十四名警防員に解散式を挙行したが、団長・副長の挨拶と多くの功績者表彰があった。

（団員に警防員数は団長以下五十一名）女新編成の部分団長以下の氏名は次の通り。（順不同）

消防団長　金子　城
第一分団長　阿部　常男
　〃　副分団長　矢水塩太郎
第二〃　石塚　宮治
　〃　鷲沢　強福
第三〃　江藤　一正
　〃　原　福沢
第四〃　前田　出蔵
　〃　木村　武男
第五〃　田上　秀美
　〃　内海　光明

永年勤続者表彰

二十年以上
第一分団　分団長　大江　鶴美

十五年以上
第六分団　副分団長　山田　義則
　〃　消防部長　柳野　雅夫
第八分団　警防副部長　磨　国雄
第九分団　分団長　桜田東右衛門
第十一分団　副分団長　木村武男
　〃　警防部長　小林八金市
　〃　消防副部長　角　要
　〃　警防副部長　鈴木山八郎
　〃　用水係長　宮城　宮記
　〃　警防副部長　清家　新吉

十年以上
第一分団　団員　原田　芳秋
第二分団　分団長　石塚　宮軍
　〃　副分団長　佐藤　横雄
　〃　消防部長　木村　猛
第六分団　機械部長　五島　利幸
第八分団　団員　石田　大吉
第九分団　副分団長　清水　光行
　〃　消防部長　加藤　政二
第十分団　団員　藤原　鶴吉
第十一分団　消防部長　東條　広美
　〃　副分団長　豊田　周吉

表彰者

協会表彰（県）
消防豊及表彰
第五分団　機械部員　金馬　藤
　〃　分団長　外二十九名
第九分団　分団長　外二十九名

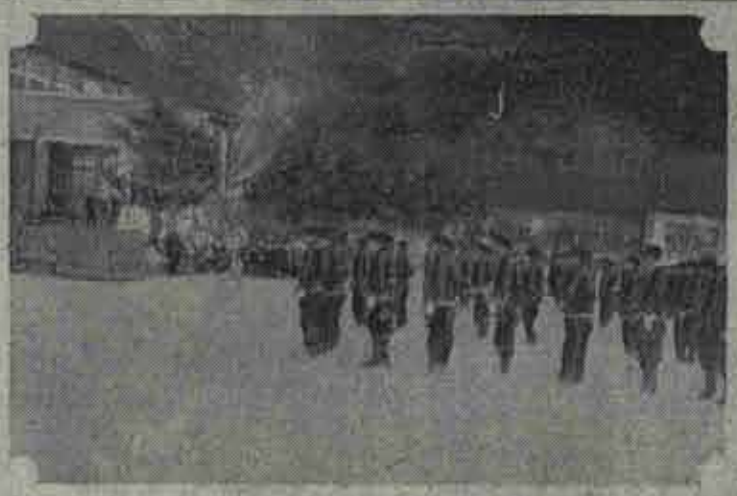

消防の長の町式挙行

消防の長の団式挙行

改編の消防団長及幹部

第九分団　警防副部長　石塚輪吉
　〃　機械部長　藤村良明
第三分団　分団長　沢畑　常雄
第七分団　機械部員　鳥森　東矢
第八分団　用水係長　佐藤勝四郎
第十分団　団員　田中　和也
支部長（部）（部）
第四分団　小田　鈴吉
第九分団　分団長　桜田東右衛門

機械部員
第一分団　副分団長　浦田　正春
　〃　消防部長　森沢　清
第二分団　警防部員　関栄　熊人
第三分団　警防部員　山賀　銀次
　〃　消防副部長　瓜生岡天
第四分団　機械部長　内海　武治
第五分団　機械部員　大田　久義
第六分団　警防部員　鹿田　正
　〃　副分団長　山田　義則

出初式氷上試験

確定申告に就て

出さねばならぬ人

一般の人の場合

1、二十七年中の給与収入金額から扶養親族の控除（三人まで一人につき一万円、四人目からは一人につき一万五千円）をした残額が五万円より多い人、

2、五万円よりかい人でも

⑴予定申告の納税額のあった人や徴税を受けた人

⑵源泉徴収の年末調整の第二年目以降の調整を行わねばならぬ人

⑶災害減免法の適用により予定納税額に対し更正の請求をした、予定納税の義務を受けた人

給与所得者の場合

（一）一ケ所から給与を受けている人については、二十七年中に給与所得及び雑所得の外に三万円以上の他の所得がある場合

（二）給与所得に対する源泉徴収所得税額の徴収猶予を受けている場合

⊙出せば有利な人

（一）雑所得金額の中に給与所得・配当所得・利子所得・自由業の報酬料・報酬などがあり、その所得について源泉徴収所得税が徴収されている場合

（二）二十七年中災害に遭い、住宅その家財についてその価格の半額以上の損害を受けた人で、損害の原因又は金額を証明する書類を提出しようとする場合

（三）二十七年中に医療・薬代によって費用に損害を受け、その損害額が他年分の給与所得と雑所得との合計額の一割をこえる場合で、医療費控除を受けようとする場合

（四）二十七年中に支払った自己又は扶養親族に係る医療費の額が、同年分の給与所得と雑所得との合計額の一割をこえる場合で、医療費控除を受けようとする場合

（五）二十七年中に支払を受けた万円をこえない場合でも第二十万円をこえない場合でも前年中に給与所得及び雑所得の外に三万円以上の他の所得がある場合

（三）給与所得に対する源泉徴収所得税額の徴収猶予を受けている場合

⊙出せば有利な人

（一）雑所得金額の中に給与所得・配当所得・利子所得・自由業の報酬料・報酬などがあり、その所得について源泉徴収所得税が徴収されている場合

（二）二十七年中災害に遭い、住宅その家財についてその価格の半額以上の損害を受けた人で、損害の原因又は金額を証明する書類を提出しようとする場合

（三）二十七年中に医療・薬代によって費用に損害を受け、その損害額が他年分の給与所得と雑収入との合計額の一割をこえる場合

（四）二十七年中に支払った自己又は扶養親族に係る医療費の額が、同年分の給与所得と雑収入との合計額の一割をこえる場合で、医療費控除を受けようとする場合

（五）二十七年中に支払を受けた

自動車運転免許証の臨時検査が行われます

自動車運転免許証の臨時検査を施行、道路交通取締法第四十八条の二の規定で、左記に依り臨時検査を挙行するからお知らせします。

記

豊浦郡　第　自
一月廿日　牧　号一百　号
一月廿一日　百牧号一百九拾号
一月廿二日　百五拾九号一弐百号

小郡郡　第　号一五拾号
一月廿四日　巻　号一百　号
一月廿五日　百拾号一百九拾号
一月廿六日　百七拾号一百九拾号

（注）
1、免許証中、小郡郡第拾号とは小郡・二輪車・自動車・物理・車町・郡・輪車・山口・輪車・特殊の検査

生徒の募集〔福岡縣保育専門學院〕

児童保育指導に篤志をいだく御婦人え

⊙資格
・新制高等学校卒業者
・旧制中学校卒業者又は右両者相当程度者
・厚生大臣の入学資格認定を得た者
・満十八歳以後児童福祉施設関係に二ヶ年以上従事経験者

願書受付　昭和廿八年二月廿日～三月末日迄

試験科目
・学科試験（国語、作文、数学）（社会科学）
・人物考査
・身体検査

（場所及日附）
四月二日、三日午前十時より
黒田保育園其の他について校場見生徒に御問い合せのこと

集團赤痢に罹らない様

恐ろしい赤痢が豊浦郡上関地域（山田町方面）に発病に伴って来ましたので、下痢の当時でも多分警戒しなければなりません。此の一月十日に豊浦郡より郡に報告されています。先づ病人の直接使用・飲料水等は極力注意ですから部屋下さい・交通状を聞いた場合は一刻も早く医師の診察を受けましょう

配給所を有する者で、その配給所について配当数所を受けようとする場合

（六）年の中途で退職したなどの為、郡保健所長が認める過度になる場合

（七）二十七年中に死亡によって退職し、その間に年末賞与を受けた給与所得者の親族で、郡保健所長の提出を要しなかった者が、その死亡した親族が二十七年中に支払つた社会保険料の控除を受け、税額の還付を受けようとする場合（此の場合は直接に扶養親族の親族税額還付に申請し年末調整を受けること）（税務課）

郵便局取扱事務拡張

取扱開始　三月一日より

1、郵便振替貯金
2、引受時刻証明郵便物の引受
3、特別送達郵便物の引受

以上

（町役場総務課）

鉱害復旧曲川工事の概況

本川は中間山麓を流れ出て、一路となり、東北に長い町内を南北の線に縦貫して水巻沃土を開出化して筑前水巻を基礎に、流域面積は一・五一五平方キロ、延長は一・五一五キロに及びます。水巻町の大部分は本川の恵沢を受けているので、水巻町の生命の源であると共に住民の川であります。然るに近代文明の開発力なる石炭採掘鉱業の発展に伴れてその被害を受けて開発するので、昭和十三年時の村長（故福氏）は（当時は水巻村でした）鉱害復旧の工事に着手せられ、数々災害に苦悩し、隣町鉱に加えても手を打として、工事に着手するまでに至りましたが、何分当時は物価の上騰と資材の欠乏に依り、且つ又関係者間の大戦は遂に開戦神を崩るるに及び戦争となり、之に加え当時は石炭増産は絶叫を挙げて増産運動と動員隊や、其の他の事情等に基いて増産「一辺倒」の目標で、却って鉱害は増加する者になり、住民の努力もむしろ二十年八月迄に終戦を迎えました。

曲川工事のバケットドレッチャ

斯くして鉱害は加害者の責任でないとの理由で国に於て負担する事となり、昭和二十二年より着手調査に相当二十三年度より着手する様になりました。何分数年間を経過した曲川は幅（本筋勝上のこと）に固定せられ、二十五年度から鉱害復旧を行して現状復旧の復旧工事に適応する部分を完成せられました。